

定款の一部改正について

令和7年6月9日の通常総会において、（一社）岡山県トラック協会の定款の一部改正が承認されましたことをお知らせいたします。

改正後	改正前
<p>一般社団法人岡山県トラック協会 定款</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>（法人の構成員）</p> <p>第5条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>（1）第1号会員 岡山県内において貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。以下同じ）の<u>許可等を受けた者</u>であって、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体</p> <p>（2）第2号会員 第1号会員の支店、営業所等であって、この法人の事業に賛同して入会した者</p> <p>（3）特別会員 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者で、理事会が推挙した者</p> <p>2 前項の会員のうち第1号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>（会員資格の喪失）</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>（1）第7条の支払い義務を2年以上にわたり履行しなかったとき。</p> <p>（2）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</p> <p>（3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。</p> <p>（4）すべての第1号会員が同意したとき。</p> <p>（5）<u>第5条第1項第1号の資格を失ったとき。</u></p> <p>第11条～第58条（略）</p>	<p>一般社団法人岡山県トラック協会 定款</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>（法人の構成員）</p> <p>第5条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>（1）第1号会員 岡山県内において貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。以下同じ）を<u>営む者</u>であって、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体</p> <p>（2）第2号会員 第1号会員の支店、営業所等であって、この法人の事業に賛同して入会した者</p> <p>（3）特別会員 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者で、理事会が推挙した者</p> <p>2 前項の会員のうち第1号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>（会員資格の喪失）</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>（1）第7条の支払い義務を2年以上にわたり履行しなかったとき。</p> <p>（2）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</p> <p>（3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。</p> <p>（4）すべての第1号会員が同意したとき。</p> <p>第11条～第58条（略）</p>

附 則

この定款は、令和7年7月1日から施行する。（令和7年6月9日一部改正）

（理 由）

会員資格の喪失に関する規定に、貨物自動車運送事業の廃止等により資格を失った場合を追加するため。